平成２７年（フ）第６号
静岡市葵区田町２丁目166番地の１　レオパレスリバーパーク205号、旧住所静岡市葵区若松町125番地の１　城塚ビル３Ｆ
債務者　朝倉加代子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６号
東京都台東区下谷２丁目16－８
債務者　折舘　直美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９６号
東京都府中市栄町３丁目27番地の２ベル栄町306
債務者　村田　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
熊本県菊池市旭志尾足981番地２
債務者　松永　寿代
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第２号
熊本県山鹿市津留1954番地
債務者　池田　美佐
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５４３号
千葉県船橋市高野台２丁目16番12号　シティハイムミクサンサム201号
破産者　鈴木　重幸
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６１号
千葉県船橋市丸山３丁目34番５号
破産者　櫻井三吉夫
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３７号
千葉県市原市五井東１丁目８番地９　302
破産者　工藤　陽介
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８９号
千葉市中央区仁戸名町170番地９　パレス仁戸名Ｂ号
破産者　星　　路枝
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９２号
千葉県船橋市高根台２丁目１番６棟105号、開始決定時の住所千葉県船橋市丸山２丁目37番６号
破産者　渡邊　直樹
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８０号
千葉市美浜区打瀬１丁目２番地２　セントラルパーク・イーストＧ棟608号
破産者　福岡　　孝
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８２号
兵庫県加西市西笠原町172番地
破産者　有限会社フクオカエンジニアリング
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８８号
千葉市緑区おゆみ野中央３丁目９番地１
破産者　高橋　　武
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３９号
千葉県市原市国分寺台中央４丁目12番地24ニューヒルズ204
破産者　井上　勝人
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９９号
神奈川県小田原市浜町１丁目６番32号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県南足柄市沼田97番地８
破産者　株式会社クリーンサービスケイアンドアイ
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５６８号
さいたま市北区今羽町366番地10
破産者　株式会社アイアイボックス
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅５棟105号、破産手続開始決定時の住所千葉市中央区宮崎町709番地３　リエス蘇我105号
破産者　小林　正子
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３９号
千葉県船橋市習志野台１丁目23番６－502号、破産手続開始決定時の住所千葉県船橋市新高根１丁目12番23号
破産者　本間　敬三
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係